

「遺言書の基礎知識」

< 1. 遺言書の種類 >

b. 公正証書遺言書

○作成方法

証人 2 人の立会いのもと、公証役場で公証人が遺言者の意思（遺言内容）を文章にする事で作成します。

具体的には、以下の作業を行い作成します。

- ①公証人の先生と遺言内容の打ち合わせを繰り返し行う
- ②遺言の内容に応じて必要な書類を収集する
- ③証人 2 名を手配する
- ④上記全てが整ったら公証役場にて証人 2 名立ち会いのもと、遺言内容の最終確認を行い、問題なければ署名押印する

※弊所にご依頼頂いた場合には、上記①②③の手間が不要です。

※病気等で公証役場へ行けない方の場合、自宅や病院へ公証人の先生が出張してくれます。

○押印について

実印で押印します。

※証人の方は、認印でも良いです。

○遺言書の保管方法

原本は公証役場で厳重に保管されます。

正本と謄本（コピー）を受領しますので、それらは自分自身で保管または信頼出来る方に保管をお願いします。

※万一、正本や謄本を紛失してしまっても再交付可能です！

○家庭裁判所の検認

不要です！

「遺言書の基礎知識」

< 1. 遺言書の種類 >

b. 公正証書遺言書

○長所

- ①変造や紛失の恐れが少ない。
…万一、紛失しても再交付可能
- ②遺言内容が無効となる恐れが少ない。
- ③相続人が遺言書を発見しやすい。
…相続人は、全国どこでも都合の良い公証役場に遺言書が作成されてないかを確認する事が出来ます。

○短所

- ①自筆証書遺言とくらべて費用がかかります。